

# 社会福祉法人聖籠福祉会

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成30年3月6日制定

平成30年11月29日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖籠福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用の弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び法人が設置する特別養護老人ホームの入所判定委員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、別表1により支給する。ただし、法人の職員、地方公共団体等の職員には支給しない。

(費用の弁償)

第4条 役員等が、法人業務のため出張したときの旅費については、社会福祉法人聖籠福祉会正規職員旅費規程を準用する。ただし、役員等の法人業務が法人の施設内の場合は旅費を支給しない。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外に費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 役員等の報酬及び費用については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月21日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払いにあたっては、原則、源泉所得税等の法定控除を行うものとする。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成30年3月6日から施行する。

附 則（平成30年11月29日改正）

この規程は、平成30年11月29日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	報 酬 額
理事長	月額 50,000 円
理 事 監 事	・ 理事会、評議員会、経営会議、内部監査及びその他の法人業務に携わったとき ① 1日4時間以内の場合 5,000 円 ② 1日4時間を超える場合 10,000 円 ただし、1日に複数の会議等の業務に携わった場合、その会議等が午前と午後に断続して開催されたときは4時間を超える業務とみなす。
評議員	・ 評議員会に出席したとき 会議出席1回につき 5,000 円
評議員選任・解任委員 入所判定委員	・ 会議出席1回につき 5,000 円